

# 障がいのある人が安心してくらせる社会

## 障がい者への虐待を防ぎましょう

### 対象となる障がい者

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人や、その他心身の機能の障害や社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活が困難で支援が必要な人を対象としています。

### 相談窓口

虐待を受けている本人や虐待をしている人の自覚はと問いません

秘密は守ります

虐待を受けている人はもちろん、虐待をした人へのサポートも行います

ご相談は

まつどししょうがいしゃぎゃくたいぼうしせんたー

電話：047-366-8376

FAX：047-366-1138

メール：matsudo-sgb@bz04.plala.or.jp

場所：松戸市総合福祉会館2階

住所：松戸市上矢切299-1

### 松戸市障害者虐待防止センターの役割

障がい者の虐待対応窓口として、虐待についての相談、通報を受け付け、障がいのある人に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行います。

# 障がいのある人の権利を守るために

## 『障害者虐待防止法』が制定されました

障がいのある人に  
対する  
虐待の禁止

障がいのある人に対する虐待を  
発見した場合の  
通報義務

障がいのある人に対する虐待の予防と  
虐待を受けた人への  
サポート

障がいのある人を  
養護している人  
(親や親族等) への  
サポート

こんなことが虐待になります

家族などから



施設の職員から



職場の上司などから



イラスト: 平林 茂



身体的虐待



- ・殴る、蹴る、つねる
- ・縛り付ける、閉じ込められる
- ・無理やり食べ物を口に入れる

心理的虐待



- ・「バカ」「あほ」と怒鳴られる
- ・無視される
- ・子ども扱いされる
- ・仲間に入れない

性的虐待



- ・裸にされる
- ・嫌なのに体を触られる
- ・いやらしい言葉を使う

放棄・放任



- ・お腹がすいても食事を与えない
- ・汚い部屋で生活させる
- ・入浴をさせない

経済的虐待



- ・勝手に障がいのある人のお金を使う
- ・賞金がきちんと支払われない
- ・お金を渡さない